

邑楽町告示第139号

令和4年第2回邑楽町議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年6月1日

邑楽町長 金子正一

1. 期 日 令和4年6月6日

2. 場 所 邑楽町役場 議 場

○応招・不応招議員

○応招議員（12名）

2番	佐藤富代	議員	3番	小久保隆光	議員
4番	黒田重利	議員	5番	大賀孝訓	議員
6番	瀬山登	議員	7番	松島茂喜	議員
8番	塩井早苗	議員	9番	原義裕	議員
10番	松村潤	議員	12番	小沢泰治	議員
13番	大野貞夫	議員	14番	小島幸典	議員

○不応招議員（1名）

11番 神谷長平 議員

令和4年第2回邑楽町議会定例会議事日程第1号

令和4年6月6日（月曜日） 午前10時開会

邑楽町議会議場

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 同意第 1号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 4 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて
(邑楽町税条例の一部を改正する条例)
- 第 5 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて
(邑楽町都市計画税条例の一部を改正する条例)
- 第 6 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて
(邑楽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 第 7 承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて
(令和4年度邑楽町一般会計補正予算 第1号)
- 第 8 議案第20号 邑楽町税条例等の一部を改正する条例
- 第 9 議案第21号 工事請負契約の締結について
(邑楽町立中野幼稚園屋上防水等改修工事)
- 第10 議案第22号 工事請負契約の締結について
(邑楽町立高島小学校東校舎トイレ改修工事)
- 第11 議案第23号 工事請負契約の締結について
(邑楽町立邑楽中学校南校舎外壁及び屋上防水等改修工事)

○出席議員（12名）

2番	佐藤富代	議員	3番	小久保隆光	議員
4番	黒田重利	議員	5番	大賀孝訓	議員
6番	瀬山登	議員	7番	松島茂喜	議員
8番	塩井早苗	議員	9番	原義裕	議員
10番	松村潤	議員	12番	小沢泰治	議員
13番	大野貞夫	議員	14番	小島幸典	議員

○欠席議員（1名）

11番 神谷長平 議員

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

金子正一	町長
半田康幸	副町長
藤江利久	教育長
松崎嘉雄	総務課長
齊藤順一	財政課長
橋本光規	企画課長
横山淳一	税務課長
山口哲也	住民保険課長
橋本恵子	福祉介護課長
久保田裕	健康づくり課長
中繁正浩	子ども支援課長
吉田享史	農業振興課長 兼農業委員会 事務局長
小島拓	商工振興課長
金井孝浩	建設環境課長
新島輝之	都市計画課長
築比地昭	会計管理者 兼会計課長
松崎澄子	学校教育課長
田中敏明	生涯学習課長

○職務のため議場に参加した者の職氏名

石	原	光	浩	事	務	局	長
秋	元	智	美	書			記

◎開会及び開議の宣告

○松村 潤議長 ただいまから令和4年第2回邑楽町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

[午前10時00分 開議]

◎諸般の報告

○松村 潤議長 日程に入る前に、諸般の報告をします。

去る5月26日、島田時男議員から、議員を辞職したい旨の願い出がありました。地方自治法第126条の規定により、同日、これを許可しましたので、報告します。

次に、先の定例会において議決いただきました、保育所等の最低基準（職員配置・面積基準）と保育士の処遇の抜本的な改善を求める意見書につきましては、内閣総理大臣ほか関係大臣宛てに提出しておきましたので、ご了承願います。

次に、監査委員から監査結果の報告がありましたので、配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、今期定例会に説明員として出席通知がありましたので、配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、町長から、令和3年度分の繰越明許費繰越計算書について提出がありました。

本日の議事日程は、配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○松村 潤議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第124条の規定により、議長において、小沢泰治議員、大野貞夫議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○松村 潤議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から10日までの5日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○松村 潤議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から10日までの5日間と決定しました。

◎日程第3 同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

○松村 潤議長 日程第3、同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第196条の規定により、識見を有する者のうちから選任する監査委員、邑楽町大字中野在住の高澤透氏の任期が令和4年6月10日をもって満了となりますので、引き続き同氏を次期委員として選任いたしたいので、議会の同意をいただきたくご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○松村 潤議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○松村 潤議長 起立全員。

よって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第4 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（邑楽町税条例の一部を改正する条例）

○松村 潤議長 日程第4、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（邑楽町税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律等が令和4年3月31日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、邑楽町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、3月31日付で専決処分を行った次第であります。

改正の主な内容は、地方税法等の改正に伴い、土地に係る固定資産税の負担調整措置について、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を引き下げる調整を行うほか、省エネ改修が行われた住宅等に係る固定資産税の減額措置の拡充を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○松村 潤議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（邑楽町税条例の一部を改正する条例）を採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○松村 潤議長 起立全員。

よって、承認第3号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎日程第5 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（邑楽町都市計画税条例の一部を改正する条例）

○松村 潤議長 日程第5、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（邑楽町都市計画税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律等が令和4年3月31日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、邑楽町都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、3月31日付で専決処分を行った次第であります。

今回の改正は、地方税法等の改正に伴い、土地に係る負担調整措置として、令和4年度に限り、商業地等の課税標準額の上昇幅を引き下げる調整を行うほか、条例で引用している該当条項についての整備であります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○松村 潤議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（邑楽町都市計画税条例の一部を改正する条例）を採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○松村 潤議長 起立全員。

よって、承認第4号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎日程第6 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（邑楽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

○松村 潤議長 日程第6、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（邑楽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律等が令和4年3月31日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、邑楽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項

の規定に基づき、3月31日付で専決処分を行った次第であります。

今回の改正は、国民健康保険税の課税額において、基礎課税限度額を2万円、後期高齢者支援金等課税限度額を1万円引き上げるものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○松村 潤議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（邑楽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○松村 潤議長 起立全員。

よって、承認第5号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎日程第7 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度邑楽町一般会計補正予算 第1号）

○松村 潤議長 日程第7、承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度邑楽町一般会計補正予算 第1号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

令和4年度邑楽町一般会計補正予算（第1号）につきましては、4月26日に閣議決定された低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業を実施するための経費が必要となりましたので、地方自治法第179条第1項の規定により、5月17日付で専決処分を行った次第であります。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,067万6,000円を追加し、予算の

総額を89億6,567万6,000円とするものであります。歳入については国庫支出金1,067万6,000円の増額であり、歳出については民生費1,067万6,000円を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○松村 潤議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度呂楽町一般会計補正予算 第1号）を採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○松村 潤議長 起立全員。

よって、承認第6号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎日程第8 議案第20号 呂楽町税条例等の一部を改正する条例

○松村 潤議長 日程第8、議案第20号 呂楽町税条例等の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第20号 呂楽町税条例等の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律等が令和4年3月31日に公布されたことに伴い、呂楽町税条例等の一部を改正する必要性が生じたので、ご提案申し上げる次第であります。

改正の主な内容は、地方税法等の改正に伴い、上場株式等の配当所得等、または譲渡所得等について、所得税と個人住民税の課税方式を一致させることとし、総合課税、または分離課税について、確定申告の記載によってのみ適用する措置を講じる等、所要の改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○松村 潤議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第20号 邑楽町税条例等の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○松村 潤議長 起立全員。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第21号 工事請負契約の締結について（邑楽町立中野幼稚園
屋上防水等改修工事）

○松村 潤議長 日程第9、議案第21号 工事請負契約の締結について（邑楽町立中野幼稚園屋上防水等改修工事）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第21号 工事請負契約（邑楽町立中野幼稚園屋上防水等改修工事）の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

邑楽町立中野幼稚園屋上防水等改修工事を施工するため、去る5月16日、指名競争入札を執行したところ、株式会社徳川組が4,939万円で落札いたしましたので、工事請負契約を締結いたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

なお、詳細につきましては、子ども支援課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○松村 潤議長 中繁子ども支援課長。

〔中繁正浩子ども支援課長登壇〕

○中繁正浩子ども支援課長 議案第21号 工事請負契約の締結について、補足説明を申し上げます。

工事請負契約の内容につきましては、次のとおりでございます。

1、契約の目的、邑楽町立中野幼稚園屋上防水等改修工事、2、契約の方法、指名競争入札、3、契約の金額、4,939万円、4、契約の相手方、邑楽町大字赤堀1111番地、株式会社徳川組、代表取締役又野繁でございます。

工事の場所は、邑楽町大字中野地内、中野幼稚園の園舎でございます。

工事の概要でございますが、屋上防水の改修は、1階の屋根・屋上、2階の屋上・バルコニー、ペントハウス階の屋根で防水改修を行うもので、施工面積は1,105平方メートルでございます。天井の改修では、遊戯室で天井の改修、照明のLED化などを行うものでございます。

工期につきましては、ご承認をいただきました日から令和4年9月30日までを予定するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○松村 潤議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第21号 工事請負契約の締結について（邑楽町立中野幼稚園屋上防水等改修工事）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○松村 潤議長 起立全員。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第22号 工事請負契約の締結について（邑楽町立高島小学校東校舎トイレ改修工事）

○松村 潤議長 日程第10、議案第22号 工事請負契約の締結について（邑楽町立高島小学校東校舎トイレ改修工事）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第22号 工事請負契約（邑楽町立高島小学校東校舎トイレ改修工事）の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

邑楽町立高島小学校東校舎トイレ改修工事を施工するため、去る5月16日、指名競争入札を執行したところ、株式会社徳川組が6,116万円で落札いたしましたので、工事請負契約を締結いたしました。

く、ご提案申し上げる次第であります。

なお、詳細につきましては、学校教育課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○松村 潤議長 松崎学校教育課長。

〔松崎澄子学校教育課長登壇〕

○松崎澄子学校教育課長 議案第22号 工事請負契約の締結について、補足説明を申し上げます。

契約の目的、邑楽町立高島小学校東校舎トイレ改修工事、契約の方法、指名競争入札、契約の金額、6,116万円、契約の相手方、株式会社徳川組、代表取締役又野繁。

工事場所は、邑楽町大字藤川地内、邑楽町立高島小学校です。

工事の概要ですが、東校舎1階職員トイレ、1階から3階の児童トイレについて、便器の洋式化、床の乾式化、配管更新、トイレブースの更新等です。

施工面積は141平方メートルで、工期は、ご承認をいただいた日から令和4年11月30日までの予定です。

以上、ご審議よろしくお願いいたします。

○松村 潤議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第22号 工事請負契約の締結について(邑楽町立高島小学校東校舎トイレ改修工事)を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○松村 潤議長 起立全員。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第23号 工事請負契約の締結について(邑楽町立邑楽中学校南校舎外壁及び屋上防水等改修工事)

○松村 潤議長 日程第11、議案第23号 工事請負契約の締結について(邑楽町立邑楽中学校南校舎外壁及び屋上防水等改修工事)を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第23号 工事請負契約（邑楽町立邑楽中学校南校舎外壁及び屋上防水等改修工事）の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

邑楽町立邑楽中学校南校舎外壁及び屋上防水等改修工事を施工するため、去る5月12日、条件付一般競争入札を執行した結果、石川建設株式会社が5,203万円で落札いたしましたので、工事請負契約を締結いたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

なお、詳細につきましては、学校教育課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○松村 潤議長 松崎学校教育課長。

〔松崎澄子学校教育課長登壇〕

○松崎澄子学校教育課長 議案第23号 工事請負契約の締結について、補足説明を申し上げます。

契約の目的、邑楽町立邑楽中学校南校舎外壁及び屋上防水等改修工事、契約の方法、条件付一般競争入札、契約の金額、5,203万円、契約の相手方、石川建設株式会社、代表取締役石川雅之。

工事場所は、邑楽町大字中野地内、邑楽町立邑楽中学校です。

工事の概要ですが、外壁改修では、クラック、モルタル浮きの補修及び再塗装に関する工事です。屋上防水改修工事では、既存シートを撤去し、ウレタン塗膜防水を行います。その他、北校舎外壁の塗装不良部再塗装、テラス上屋の更新等を行います。

工期は、ご承認をいただいた日から令和4年10月31日までの予定です。

以上、ご審議、よろしく願いいたします。

○松村 潤議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第23号 工事請負契約の締結について（邑楽町立邑楽中学校南校舎外壁及び屋上防水等改修工事）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○松村 潤議長 起立全員。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は終了しました。

明日7日は午前10時から会議を開き、一般質問を行います。

◎散会の宣告

○松村 潤議長 本日はこれにて散会いたします。

[午前10時33分 散会]